

「雲南市スペシャルチャレンジ事業補助金（第3期）」募集要項

1. 趣旨

雲南市では、さまざまな地域課題へのチャレンジが生まれ、まちの未来につながりつつあります。こうしたチャレンジの成果を増やし、より大きくしていくため、チャレンジ精神あふれる子ども、若者の学びと成長を後押しする「雲南市スペシャルチャレンジ制度」を創設し、まちの未来をひらくチャレンジを雲南市みんなで応援します。

2. 制度内容

(1) 制度概要

ふるさと納税制度等を活用し、応援者からの寄附を募り、中高生・大学生の国内外での研修・実践、市内での地域課題解決に資する起業・創業に対し、チャレンジ資金を提供します。



(2) 支援内容

事業区分	対象者	サポート内容
研修・プロジェクト (中高生) スペチャレ・ジュニア		今回は募集しません。 (後期：10月頃より募集開始予定)
研修・プロジェクト (大学生) スペチャレ・ユース		
起業・創業 スペチャレ・ホープ	市内で地域課題解決に取り組む者	社会課題の解決や地域の暮らしを豊かにする事業に要する費用を支援する。(※3) ● 活動資金補助(金融機関の融資や寄附・出資によって資金調達した額と同額を支援) 上限 200万円 ● 保証料補助 上限 20万円 (※4) ● 利子補助 上限 10万円

(※1) 雲南市が補助金を交付して実施される研修プログラムは支援対象となりません。

- (※2) 移動に要する期間は含みません。おおむね2週間以上の研修・実践を対象とします。
 (※3) 活動支援金として、1/2を市内金融機関等と連携し無利子融資し、同額を市より補助金支援します。詳細はお問合せください。
 (※4) 保証料補助は、別制度（雲南市中小企業信用保証料補助金）により支援します。

(3) 対象者の要件及び対象経費

事業区分	対象者の要件	支援予定人数	対象経費
研修・プロジェクト (中高生) スペチャレ・ジュニア	市内で地域課題解決に資する事業を立ち上げ・拡大しようとする者	3人程度	【活動資金補助】 事業に要する経費で市長が必要かつ適切と認める経費 【保証料補助】 上記事業に必要な額として借り入れた額に係る保証料 【利子補助】 上記事業に必要な額として借り入れた額のうち、融資実行時の返済計画に基づく利子
研修・プロジェクト (大学生) スペチャレ・ユース			
起業・創業 スペチャレ・ホープ			

今回は募集しません。
 (後期：10月頃より募集開始予定)

- ※詳細な要件等は、直接お問合せください。
 ※来年3月までに実施する事業が対象となります。
 ※支援予定人数は、応募・審査の状況等により変動します。

3. 応募方法

- (1) 令和2年8月21日(金)午後5時【必着】までに、下記の応募書類を作成し、雲南市役所政策推進課へ提出してください(郵送可)。

<提出書類>

- ① 雲南市スペシャルチャレンジ事業提案書(様式第1号)
- ② 事業計画書(別紙3)
- ③ 融資を見込む金融機関に提出した事業計画書の写し及び金融機関が作成した返済計画書(償還予定表)の写し
- ④ 個人にあっては所得税に係る個人事業の開業届出書の写し、法人にあっては法人税に係る法人設立届出書の写し(ただし、提案書提出後に開業又は法人設立する場合は後日提出でも可)

※上記①、②は電子データも提出してください。

<提出先>

【ホープ】 雲南市政策企画部 政策推進課
 〒699-1392 島根県雲南市木次町里方 521-1
 Mail : seisakuishin@city.unnan.shimane.jp

(2) 応募書類は、下記の専用ウェブサイトよりダウンロードください。

<http://www.co-unnan.jp/special/>

なお、記載にあたってご心配な点等がある場合は、書類の事前確認をすることも可能ですので、「7. 問合せ先」まであらかじめご相談ください。

(3) 参考資料（パンフレット、図面等）を提出される場合は、同じものを20部提出してください。

4. 審査方法

(1) 審査基準

市民の代表や専門性を有する有識者で構成する審査会（雲南市スペシャルチャレンジ共創会議）において、計画内容や実現性、地域・社会への貢献意欲、個人または事業の成長性などを総合的に審査します。

<審査の主な観点>

区分	主な観点
研修・プロジェクト (中高生) スペシャル・ジュニア	今回は募集しません。 (後期：10月頃より募集開始予定)
研修・プロジェクト (大学生) スペシャル・ユース	
起業・創業 スペシャル・ホープ	<ul style="list-style-type: none"> 市内の課題解決や価値創造に寄与する事業となっていること。 目指す地域や社会のイメージが具体的で共感性があること。 収益(寄附等含む)を上げる仕組みがあること。 市内全域もしくはそれ以上に拡大展開していく可能性があること。 地域内外の人・団体と連携が見込まれること。

(2) プレゼンテーション審査

審査は、プレゼンテーション方式による面談審査（原則公開）を行います。事情により審査会場へお越しいただけない場合は、オンラインでの面談審査も対応しますので、ご相談ください。

事業区分	審査期日		審査会場
研修・プロジェクト (中高生) スペシャル・ジュニア	前期	6月13日(土)(実施済)	雲南市役所
	後期	12月12日(土)	
研修・プロジェクト (大学生) スペシャル・ユース	前期	6月13日(土)(実施済)	
	後期	12月12日(土)	
起業・創業 スペシャル・ホープ	第1回:6月13日(土)(実施済) 第2回:9月12日(土)		

(3) 採否結果の通知

結果の通知は、審査後2週間以内に行います。

5. 活動報告

(1) 報告書の提出

研修や事業立ち上げが完了した際には、速やかに「雲南市スペシャルチャレンジ事業実績報告書」を作成の上、関係書類を添付し提出してください。報告いただいた内容は、専用ウェブサイトや報告書等に掲載します。

(2) 活動報告会等への参加

市民や応援者（寄附者）等への成果報告会での活動報告のほか、市が主催するリーダー人材の育成に資する行事等への参加をお願いします（学業や就業の都合などやむを得ない場合を除き、できるだけ参加してください）。

(3) 支援者コミュニティへの参加

本制度での支援者による交流の集い「スペチャレ・コミュニティ」に原則として参加をお願いします。

6. その他留意事項

(1) 採択決定後に、申請内容を変更する場合は、速やかに変更申請の手続きをとる必要があります（変更による支援額の増額は原則認められません）。なお、変更内容によっては、計画変更を承認しない場合もあります。

(2) 以下のような場合に、採択を取り消し、既に支給している補助金の全額または一部の返還を求める場合があります。

- ① 本要項の「2.（3）対象者の要件」を満たさなくなった場合
- ② 申請内容に悪質な虚偽があると認められた場合
- ③ 申請した事業を補助金を受けた年度内に途中で中止する場合

(3) 本制度にあたり提出された個人情報、本制度のために利用し、その他の目的には利用しません。

7. 問合せ先

政策企画部 政策推進課

電話 0854-40-1011

Fax 0854-40-1019

メール seisakusuishin@city.unnan.shimane.jp

雲南スペシャルチャレンジ ウェブサイト

<http://www.co-unnan.jp/special/>

雲南スペチャレ

検索